

公 示

次のとおり、契約の相手方を公募します。

令和8年7月1日

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

記

1 公募内容

(1) 事業名

研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（以下「BRIDGE」という。）「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」実施に関する研究開発業務

(2) 事業の目的

本件は、BRIDGE「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」の実施に係る研究開発業務を行い、令和5年度から令和7年度まで内閣府で実施された戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」サブ課題D「障がい者・高齢者の生きがい向上策」の研究開発テーマ「高齢者が生涯にわたって自立的に経済活動ができる包摂的な社会経済システム構築」（以下「金融包摂」という。）課題に係る研究成果について、その社会実装を加速・強化するための課題解決に取り組むことを目的とするものである。

(3) 事業の内容

本事業は、下記（1）～（4）の研究開発テーマから構成される。

テーマ（1）金融包摂のための見守りプラットフォームの構築

金融機関と自治体・福祉関係機関の連携（金福連携）により、重層的支援体制整備事業（支援会議）や消費者安全法における消費者安全確保地域協議会等を活用した、厚生労働省、金融庁、消費者庁などの関係省庁と連携し、認知機能の低下が疑われる高齢顧客の見守り・早期発見・早期対応に資するプラットフォームを構築する。また、認知機能の状態に関わらず自立的な金融取引のサービス（金融包摂）を開発する。加えて、金融機関の積極的な取組みを促すため、金融庁と連携して個人情報に関する課題の整理やAI ツール活用を進める。

- ✓ 社会福祉法の（重層的支援体制整備事業）の支援会議や消費者安全法における消費者安全確保地域協議会等を活用し、認知機能の低下が疑われる高齢者を金融機関から自治体・福祉関係機関等へ連携する仕組みを実証するモデル自治体を開発する。
- ✓ 金融機関と連携して、日常生活自立支援事業、社会福祉法改正などで導入予定の新たな第二種社会福祉事業等の活用も見据え、事業の効率化のための金融機関との連携、金融サービスの活用、新たな金銭管理サービスを開発・実証する。
- ✓ 金融庁と連携して個人情報に関する課題の整理や、金融機関における AI ツールの活用体制の検討を行う。
- ✓ モデル実証自治体同士の取組内容の共有や意見交換を目的とした研究会の開催等を通じて、金福連携モデルの全国自治体への普及を行う。
- ✓ 厚生労働省・金融庁・消費者庁による三省庁連携推進会議を組成し、関連施策の連携を図る。
- ✓ 認知機能の低下に伴って発生する経済問題について、国民に広く周知するとともに、自治体・福祉関係機関・金融機関等と連携して、高齢者に対して事前の準備や終活に関する行動変容を促す。
- ✓ 関連するデータ等を収集し、社会経済的インパクトについて分析する。

<厚生労働省の既存施策との連携>

- ✓ 福祉・消費者保護分野の既存制度への金融機関の参画を推進することを通じ、福祉行政・消費者行政と金融機関の連携ネットワーク強化を図る。
- ✓ SIP モデル事業の成果を基に、連携パターン・取組のポイント等を整理した上で、通知・ガイドライン等に反映する。
- ✓ テーマ 2、3、4 と連携して、金融と福祉の連携や AI ツールを使った金融包摂の取り組みを全国に紹介、普及する。 等

テーマ（2）金融機関の業務支援ツールの開発・実証

金融取引に係る認知機能の可視化により職員の接客内容を支援するツールを開発・実証する。

- ✓ 高齢顧客に心理的負担を極力かけない形（音響学的な特徴を用いる等）で、金融取引に係る認知機能の低下リスクを推定する AI ツールを開発・実証する。
- ✓ AI ツールを金融機関の現場でスムーズに活用し、かつ正しく使うための教育ツールを作成する。

<想定される AI ツールの特徴と具体的な利用の流れ>

- ✓ 主に金融機関窓口での対話や訪問といった、対面での顧客接点シーンで活用する。
- ✓ 顧客にテストを受けさせるような負担を生じさせず、金融取引の自然な業務フローの中で実施する。
- ✓ 各金融機関の運用ルールに則り、本人の同意の上、記録を残さない形で分析し、AI が顧客の金融取引に係る認知機能の状態を推定するといった形で分析結果を表示する。(記録を残す/残さない形で分析するなど金融機関のリクエストに応じられる。)
- ✓ AI ツールの活用により、金融機関の窓口や営業の担当者は、商品案内を行う際に、顧客の状態に応じて商品案内の内容を変化させることができるようになる。
- ✓ これにより、今まで担当者のみ、あるいは上長と行っていた顧客の金融取引に係る判断を、AI ツールで金融取引に係る認知機能低下リスクの推定により、金融職員の気づきのスキルに影響されない共通した指標で、営業現場の行動変容に対する業務支援が可能になる。

テーマ（３）金融取引能力証明ツールの開発・実証

金融商品の売買等に当たり金融取引能力を評価するツールを開発・実証する。

- ✓ 構造化された会話を通じて、顧客の金融取引能力を判定する技術を開発し、そのアルゴリズムを用いて、金融機関にて高齢者が自らの金融取引能力を判定・証明する業務アプリケーションを開発する。
- ✓ 具体的には、投資信託等を買う場面で、説明をどれくらい理解できているかを点数で確認する際に利用する。

<想定される AI ツールの特徴と具体的な利用の流れ>

- ✓ 商品の特徴や、損をする可能性、商品を買う時や持っている間にかかる手数料等について理解できているかを確認する。また、商品の良い点と注意点を比べて、その人の状況に合わせて選べるかどうかを確認する。これらの結果から、「自分で手続きを進められる力」を評価する。
- ✓ 評価の結果、十分に点数が取れている場合には、問題なく金融取引を進めることができる。加えて、複数の金融機関で使える「能力証明（パスポート）」を発行し、若い人と同じような手続きで金融取引を進められるようにする。

テーマ（４）遺言業務支援ツールの開発・実証

遺言作成時点における作成者本人の遺言の内容の理解度を測るツールを開発・実

証する。

- ✓ 遺言作成時点における作成者本人の遺言の内容の理解度を、本人と金融機関職員が確認するために活用できる AI ツールを開発・実証する。
- ✓ AI ツールを現場でスムーズに活用し、かつ正しく使うための教育ツールを合わせて作成する。
- ✓ AI ツールは、高齢者の遺言に関する発言が遺言の内容と矛盾しないかという点について、作成済みの遺言を参照して、自動的に該当箇所を提示、整合性を定量化する。 等

<想定される AI ツールの特徴と具体的な利用の流れ>

- ✓ 手続き説明：遺言書の最終案が出来上がった段階で、最終的にどの程度自身の遺言内容を把握・理解頂いているかを金融機関職員が確認する。
- ✓ 同意取得：本人からの同意を取得したのちに、遺言の最終案の中身について、職員から質問し、それに対して本人が回答する。
- ✓ AI ツールの利用：職員と本人の自然な対話を、AI が記録。さらに、AI は、「その場における遺言に関する本人の言述」と「事前に作成された遺言内容」を照合し、内容の整合性を数値化する。AI は、高齢者の発言を記録し、理解度を客観的な指標で裏付ける役割を担う。
- ✓ 提案：本人による言述と遺言との高い適合度という客観的な証拠を基に、公証役場での手続き等、次のステップに向けた提案を行う。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

令和9年4月以降については、仕様書の「8. 実績報告書等の納入物」で定めた「研究開発実施計画書」、「次年度見積書」及び「実績報告書等」について、本課題のプログラムディレクター（以下「PD」という。）及び委託者の評価と承認を受けた上で、単年度の随意契約を締結するものとする。承認が得られなかった場合は、委託業務期間中であっても契約終了とする。

(5) 本事業の予算額及び採択予定数

テーマ1：金融包摂のための見守りプラットフォームの構築

全体予算額：37,000千円～40,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

採択予定数：1件

テーマ2：金融機関の業務支援ツールの開発・実証

全体予算額：17,000千円～18,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

採択予定数：1件

テーマ3：金融取引能力証明ツールの開発・実証

全体予算額：13,000千円～14,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

採択予定数：1件

テーマ4：遺言業務支援ツールの開発・実証

全体予算額：14,000千円～15,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

採択予定数：1件

研究開発費の配分額については、採択機関の選定後、審査委員会の評価結果等を踏まえて決定する。

2 応募に必要な資格に関する事項

テーマ1：金融包摂のための見守りプラットフォームの構築

- (1) 社会福祉法の重層的支援体制整備事業における支援会議や消費者安全法における消費者安全確保地域協議会に根拠をおいた自治体、福祉関係機関等（社会福祉協議会等）と金融機関の連携により高齢者の経済活動を見守る取り組みについて、複数の地域での連携、構築実績を有すること。
- (2) 金融包摂のために複数の自治体に参加する全国的ネットワークを有すること。
- (3) 金融包摂のための課題、実態把握に関する調査実績と研究分析の実績があること。
- (4) 金融包摂に必要な情報の普及や取り組みを全国に展開するプラットフォームが構築可能なこと。
- (5) テーマ2、3、4と連携し、金融包摂の取り組みを広く普及、社会実装が可能なこと。

テーマ2：金融機関の業務支援ツールの開発・実証

- (1) 金融機関（銀行、証券、生保、損保等）の業務と支援ツールの社会実装における技術・運営等のリスク管理の知見を有していること。
- (2) 金融機関（銀行、証券、生保、損保等）と連携済みであり、実際の運用についての仕様の検討など、ツール実装に向けての準備が整っていること。
- (3) 学術的な根拠に基づいてツール開発が行われていること。

テーマ3：金融取引能力証明ツールの開発・実証

- (1) 金融機関（銀行、証券等）の業務と支援ツールの社会実装における技術・運営等のリスク管理の知見を有していること。
- (2) 金融機関（銀行、証券等）と連携済みであり、実際の運用についての仕様の検討など、ツール実装に向けての準備が整っていること。

- (3) 学術的な根拠に基づいてツール開発が行われていること。

テーマ4：遺言業務支援ツールの開発・実証

- (1) 金融機関（信託銀行等）の業務と支援ツールの社会実装における技術・運営等のリスク管理の知見を有していること。
- (2) 金融機関（信託銀行等）と連携済みであり、実際の運用についての仕様の検討など、ツール実装に向けての準備が整っていること。
- (3) 学術的な根拠に基づいてツール開発が行われていること。

各テーマ共通

- (1) 採択後、直ちにテーマ1から4に採択されたすべての者で連携し、本業務委託期間内に業務仕様書に示した業務を完了できること。
- (2) 内閣府戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」のサブ課題D「障がい者・高齢者の生きがい向上策」研究開発テーマ「高齢者が生涯にわたって自立的に経済活動ができる包摂的な社会経済システム構築」に係るこれまでの成果を十分に把握していること。
- (3) テーマ2、3、4は連携する金融機関が同一であってもかまわない。また実装を加速し、開発の重複を避けるために提案者が複数のテーマに応募することやテーマ1、2、3、4のいずれかを組み合わせた応募も可能である。
- (4) 「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針*1」並びに「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針*1」、「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針」を十分に理解していること。
- (5) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (6) 本業務を速やかに遂行可能な体制・人員を確保していること。さらに人員補助体制が確立されていること。
- (7) 日本国内の公益法人、大学等（大学、大学共同利用機関及び高等専門学校をいう。）、独立行政法人、国立研究開発法人、特殊法人、特別認可法人、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、企業等の法人であること。
- (8) 提出書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (10) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- (11) 反社会的勢力が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (12) 公租公課について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (13) 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有していること。

- (14) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (15) 医薬基盤・健康・栄養研究所より提示された委託研究契約書（案）に記載された条件に基づいて契約すること及び医薬基盤・健康・栄養研究所より提示された事務処理説明書（案）に基づき事務処理を行うことに異存がないこと。
- (16) 公募説明会に参加していること。
- (17) 再委託先がある場合は、再委託先も本項の応募資格（(14)を除く）を満たすこと。

*1 内閣府 HP (<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/overview.html>)

3 契約候補者の選定

本公示に定める参加資格等を確認し、かつ公募要領に基づき受託を希望するものから提出された応募書等について評価を行い、契約候補者は各テーマ1者を選定する。

4 その他

本資料に記載した事項以外については『研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」公募実施要領』および『研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」実施に関する研究開発業務 仕様書』によることとする。